

くまもと 議長会報

第 62 号

発行 熊本県町村議会議長会
熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号
TEL 096-365-0400
編集者 事務局長 古家 陽介



桜まつり (大津町)



被災者の生活再建・施設の早期復旧
支援を求める特別決議を採択

(第 67 回定期総会) …… 2

平成 29 年度の会務運営方針、
事業計画・予算等を決定

…………… 6

全国から本会へ御見舞金 2800 万円超

(熊本地震) …… 9

「監査基準」全団円で策定義務・
議選監査委員設置 選択制に

(地方自治法改正) …… 11

本紙『くまもと議長会報』休刊のお知らせ

…………… 14

新議長・再選議長プロフィール…………… 15

全国町村議会議員 団体補償制度

団体医療保険 …… 16

議長会の動き(全国・本会)…………… 18



被災者の生活再建・施設の早期復旧 支援求める特別決議を採択

道路網の整備を求める各郡要望も決定

第 67 回定期総会

本会は、2月17日、第67回定期総会を熊本市のホテル熊本テルサで開催し、県内町村議会の議長や事務局長、郡町村議会議長会事務局職員ら約70人が出席した。

総会では、平成29年度歳入歳出予算のほか、昨年の熊本地震や豪雨災害に伴う財政支援・人的支援や道路網の早期整備などを求める各郡からの要望事項、熊本地震か



挨拶をする松尾純久会長（玉東町議長）



代表謝辞を述べる中村一喜男山都町議長

らの復旧・復興に関する特別決議などが採択された。

総会は、まず寺本修一副会長（芦北町議会議長）が開会のことばを述べ、松尾純久会長（玉東町議会議長）の挨拶の後、表彰に移り、全国町村議会議長会の表彰者14人と本会の表彰者10人の代表に表彰状を授与した。また「第31回町村議会広報コンクール」で特別評を受賞した御船町議会に表彰状を伝達した。

表彰の後、来賓の蒲島郁夫知事代理の大村裕司県総務部理事兼市



総会議長の西村久徳五木村議長

町村・税務局長、荒木泰臣県町村会会長（嘉島町長）から祝辞が述べられ、続いて受章者を代表して、中村一喜男山都町議会議長の被表彰者代表謝辞が述べられた。その後、総会議長の選任が行われ、総会議長に西村久徳五木村議会議長を選任し議事に入った。議事は、まず総会議長より会議録署名人の指名が行われ、平野昭夫南小国町議会議長、林賢二津奈木町議会議長が指名された。続いて、会務報告の後、平成27年度歳入歳出決算が上程され、監事の村



出席した県内町村議会議長・事務局長ら

山昇多良木町議会議長の監査報告を受けた後、満場一致で認定された。

続いて、平成29年度会務運営方針に基づく、総額3040万8千円の同年度予算が議題とされ、原案どおり可決された。次に、各郡提出案件の審議に入り「平成28年熊本地震及び梅雨前線豪雨災害に伴う財政支援並びに人的支援について」他全15件が一括提案され、全ての案件を各関係機関に要望することに決定した。

引き続き、宣言に入り、昨年の



懇談会で挨拶をする松尾会長

熊本地震や豪雨災害からの復旧・復興への取組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生の実現を図る旨の宣言を、理事の片山裕治氷川町議会議長が朗読し、満場の拍手をもって賛意が表明された。

次に、決議に入り、熊本地震・豪雨災害からの復旧・復興に対する財政支援、議会機能の強化や報酬等議員の待遇改善、地方創生のさらなる推進や町村財政の強化など16項目を内容とする決議を、理

事の友田政春相良村議会議長が朗読し、同じく満場の拍手をもって賛意が表明された。

また今回の総会では、国による財政支援の明確な担保と長期的支援、中長期的な職員派遣、被災者の生活支援を漏れなく実施するための環境整備、公共インフラの早期復旧と財政支援などを盛り込んだ『平成28年熊本地震』からの復旧・復興に関する特別決議」が提案され、理事の緒方哲哉甲佐町議会議長が朗読し、同じく満場の拍手をもって賛意が表明された。

この後、採択した各郡からの要望事項、宣言、決議、特別決議の実現を図るため、実行運動方法が協議され、関係各方面への要望について、本会正副会長及び各理事に一任することに決定した。

以上すべての付議事件の審議を終了し、田上更生副会長（高森町議会議長）が閉会のことばを述べ、

本総会を閉じた。

総会終了後、引き続き同ホテルにおいて出席者による懇談会を開催した。

懇談会では、本会の松尾会長、来賓の吉永和世熊本県議会議長（当時）や荒木県町村会会長の挨拶の後、寺本副会長の乾杯の挨拶で懇談に移り、議長や議会事務局長同士の活発な意見交換が行われた。

最後に、田上副会長が締めくくりに挨拶を行い、盛会のうちに懇談会を終えた。



議長・事務局長らによる活発な意見交換が行われた

各郡からの要望（各郡提出案件）

	件名	提出郡名
第 1	平成 28 年熊本地震及び梅雨前線豪雨災害に伴う財政支援並びに人的支援について	全郡共同提出
第 2	町道 ^{かなぎつるこえ} 金木鶴越線の事業促進について	下益城郡
第 3	砂防堰堤 ^{えんてい} 等の新規建設について	下益城郡
第 4	地域高規格道路 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備について	玉名郡
第 5	菊池南部地域における交通渋滞緩和について	菊池郡
第 6	「平成 28 年熊本地震」道路等の災害復旧について	阿蘇郡
第 7	主要地方道矢部阿蘇公園線 未供用区間の早期着工について	阿蘇郡・上益城郡
第 8	九州中央自動車道 嘉島・矢部間の早期完成について	上益城郡
第 9	熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について （一般県道 ^{ろっかあきつしんまち} 六嘉秋津新町線の抜本的整備）	上益城郡
第 10	県道御船甲佐線の「田口橋」 ^{たくちぼし} 架け替えについて	上益城郡
第 11	河川の整備促進について	八代郡
第 12	交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について	葦北郡
第 13	球磨川における抜本的な治水対策の促進について	球磨郡
第 14	球磨地域幹線道路網の整備促進について	球磨郡
第 15	熊本天草幹線道路の早期整備について	天草郡

宣言

我々町村は、歴史・伝統文化を守り、食糧の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全などに努め、地域の特性や資源を活かし、住民と協働しながら、個性あるまちづくりを自主的・自立的に進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては、人口減少による過疎化・高齢化の進行の中で、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いており、地域の活力は減退している。

このような中、昨年 4 月に発生した平成 28 年熊本地震及び 6 月の豪雨災害は、県内に甚大な被害をもたらした。被災した町村は、本格的な復旧・復興に向け、全力で取り組んでいるが、解決すべき課題は山積している。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復旧・復興への取組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生の実現を図らなければならない。

政府の方針を受け、全国の町村は創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等を策定したところであり、地方創生は本格的な事業展開に取り組み段階となっている。

国においては、町村が施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施する施策について、制度的にも財政的にも支援するよう求めるものである。

我々町村議会は、地域住民の代表として、決意を新たに、その責務の重大さを深く自覚し、創造性に富んだ地域

社会の構築と、町村自治の進展のため、全力で邁進することをここに誓う。

以上、宣言する。

平成 29 年 2 月 17 日

熊本県町村議会議長会

第 67 回定期総会



宣言を朗読する片山裕治理事（氷川町議長）

決議

- 熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興に対する財政支援と大規模災害対策の確立を期する
- 議会機能の強化及び報酬等議員の待遇改善を期する
- 地方創生のさらなる推進を期する
- 分権型社会の実現と道州制導入反対を期する
- 町村財政の強化を期する
- 農林水産業振興対策の強化を期する
- 中小企業振興対策の強化を期する
- 環境保全対策の推進を期する
- 情報化施策の推進を期する
- 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する
- 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する
- 教育・文化の振興を期する
- 交通及び生活環境の整備促進を期する
- 消防体制の強化を期する
- 国土政策の推進を期する
- 過疎地域の振興を期する

以上、決議する。



決議を朗読する友田政春理事（相良村議長）

平成 29 年 2 月 17 日
熊本県町村議会議長会
第 67 回定期総会

「平成 28 年熊本地震」からの復旧・復興に関する特別決議

昨年 4 月 14 日にマグニチュード 6.5、同月 16 日にマグニチュード 7.3、最大震度 7 を観測した「平成 28 年熊本地震」は、現在もなお 4 千回を超える余震が続いている。かつて私たちが経験したことのない二度にもわたる大地震は、家屋の倒壊、公共施設の損壊、道路の崩落・寸断など、県内に甚大な被害をもたらした。多くの尊い命が犠牲となった。また、6 月の大雨による豪雨被害では、地震による地盤への影響も重なり、県内の被害はさらに拡大し、住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。被災町村では、国・県をはじめ、県内外自治体職員の派遣及び支援を受け、一日も早い復旧・復興に向けて、現在全力で取り組んでいる。しかしながら、被災町村は中山間地も多く、財政基盤も脆弱であり、被災者の生活支援をはじめ、地域の生活基盤を速やかに回復していくためには、国や県による強力な支援が不可欠である。

記

- 1 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別の立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。
- 2 自力での住宅再建が困難な被災者が、将来確実に住居が確保できるよう、公営住宅の提供等について、最大限の支援を行うこと。
- 3 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育、心のケアなど生活全般にわたるきめ細かい支援について、被災者の状況把握を着実にしながら、漏れなく実施できる環境が整えられるよう最大限の支援を行うこと。
- 4 被災した建築物等のがれきさをはじめとする災害廃棄物の早期処理のため、それらに係る撤去等必要な経費に対し、特別な財政措置を講じること。
- 5 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。



特別決議を朗読する緒方哲哉理事（甲佐町議長）

また、農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充と風評被害等に対する対策や支援を行うこと。

6 県内外からの職員派遣については、中長期的な支援となるよう求めるとともに、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

以上、特別決議する。

平成 29 年 2 月 17 日
熊本県町村議会議長会
第 67 回定期総会

平成 29 年度の会務運営方針、 事業計画・予算等を決定

2月17日の第67回定期総会で議決を経た、平成29年度会務運営方針及び事業計画・予算等は次のとおりである。

第1 基本方針

本会は、町村の振興発展と議会機能の充実強化に寄与するため、時代に即応した新たな発想のもとで、会務運営の合理化と活性化に努め、有効適切な各種事業を積極的に展開する。

また、町村議会の使命と役割の適正・円滑な遂行に資するため、的確な政策情報、動向等を把握し、資料の収集と提供を迅速かつ積極的に行う。

以上のことから、本会は次のとおり、平成29年度の諸事業を決定し、各郡町村議会議長会、各町村議会及び関係諸団体と緊密に連携しながら、その目的達成に努めることとする。

第2 重点施策

- 1 熊本地震からの復旧・復興の早期実現
- 2 真の地方創生の早期実現
- 3 町村税財源の充実強化
- 4 議会機能の充実強化
- 8 情報化施策の推進
- 9 地域保健医療の向上と医療保険制度の改善
- 10 介護・高齢者福祉、少子化・社会福祉対策の強化
- 11 教育・文化の振興
- 12 消防体制の強化
- 13 交通体系の整備促進と国土政策の推進

第3 政策目標

- 1 熊本地震からの復旧・復興の早期実現と大規模災害対策の確立
- 2 議会機能の強化及び報酬等議員の待遇改善、監査機能の強化
- 3 地方創生のさらなる推進
- 4 分権型社会の実現と町村財政の強化
- 5 農業・農村振興対策、森林・林業・山村振興対策、水産業・漁村振興対策の強化
- 6 中小企業振興対策の強化
- 7 環境保全対策の推進と生活環境施設の整備促進

第4 事業計画及び予算

本会は、基本方針に基づく重点施策及び政策目標を具現化すべく、平成29年度事業計画を次のとおり計画し、所期の目的が十分達成されるよう努めるものとし、特に、政務活動の積極的な展開、議案審議の参考資料とするための調査及び職責に応じた各種研修内

容の充実に努める。

予算の編成にあたっては、深刻な経済情勢の影響から、町村は厳しい財政運営を強いられていることに鑑み、本会としても極力、効率化と節減に努めるものとし、本年度の町村負担金総額は、市町村振興協会からの補助金等の収入も踏まえ、前年度同額とすることとした。

委員長研修会

1回

4 ホームページによる情報提供

委員研修会

(4) 議員研修会

1回

本会の組織紹介や役員・議員の名簿、事業計画、活動報告、実態調査等についてホームページに掲載することにより、県内町村議会関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。

新議員研修会

(5) 新議員研修会

1回

議会広報研修会

(6) 議会広報研修会

1回

議会事務局職員研修会

(7) 議会事務局職員研修会 1回

監査委員研修会

(8) 監査委員研修会

2回

(参考) 全国町村議会議長会等
主催事業

(1) 町村議会議長・副議長研修会

(2) 町村議会広報研修会

(3) 町村議会事務局職員研修会

(4) 町村議会議長全国大会

(5) 町村監査委員全国研修会

1 諸会議

(1) 定期総会

1回

(2) 臨時総会

1回

(3) 理事会

6回

(4) 正副会長会議

2回

(5) 監査会議

2回

(6) 郡事務局長会議

6回

(7) 事務説明会

1回

3 諸調査等

(1) 町村議会実態調査

(2) 町村長等・議会議員・一般職・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調査

2 諸研修会

(1) 議長研修会

1回

(2) 正副議長研修会

1回

(3) 常任委員長・議会運営

(3) 町村監査委員に関する実態調査



平成 29 年度県議長会並びに全国議長会等の諸事業計画予定表

※開催時間については、後日変更になることがあります。

1. 県議長会諸事業

H29. 4. 3現在

日 時	名 称	場 所	講 師	主要議題及び演題
平成 29 年 4 月 25 日 (火) 13:00~16:30	事務説明会	自治会館 講堂	全国議長会、本会事務局	本会事業計画、国の動向、 実態調査、互助・団体補償等
5 月 22 日 (月) 13:30~15:00	議長研修会	自治会館 講堂	ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長 むらさき よしてる 室崎 益輝 氏	「災害と自治体の危機管理」 (仮)
6 月 1 日 (木) 9:30~11:00	正副議長による県関係 国会議員への要望	全国町村会館 (東京)		県内町村政策要望
6 月 5 日 (月) 14:00~15:00	臨時総会	自治会館 講堂		役員 (正副会長・監事) 選挙
7 月 25 日 (火) 14:00~16:00	第 1 回 監査委員研修会 (監査委員協議会臨時総会)	自治会館 講堂	公認会計士・税理士 と い きよし 都井 清史 氏	「監査委員のための監査基礎」 (仮)
8 月 3 日 (木) 13:30~15:00	正副議長研修会	自治会館 講堂	政治ジャーナリスト いずみ ひろし 泉 宏 氏	「政治・経済の展望」 (仮)
8 月 22 日 (火) 14:00~15:30	常任委員長・ 議会運営委員長研修会	美里町文化交流センター ひびき	東京大学名誉教授 お お も り わ た る 大森 彌 氏	「二元代表制の意義と議会の機能強 化」 (仮)
10 月 4 日 (水) 13:30~16:30	議員研修会	美里町文化交流センター ひびき	熊本県立大学理事長 い お き べ ま こ と 五百旗頭 真 氏	「震災からの復旧・復興」 (仮)
10 月 19 日 (木) 15:00~17:00	議会事務局職員研修会 及び交流会	ホテル熊本テルサ	山梨学院大学教授 え と う と し あ き 江藤 俊昭 氏	「議会活性化と議会事務局職員の役 割」 (仮)
11 月 16 日 (木) 17 日 (金) 9:30~16:30	議会広報研修会	自治会館 講堂	熊本日日新聞社 N I E 専門委員・熊本 大学客員教授 こ え じ し ん い ち ろ う 越地 真一郎 氏	「議会広報クリニック」 (仮)
11 月 22 日 (水) 18:30~20:30	議長による県関係国会 議員への要望・意見交 換会	全国町村会館 (東京)		議長大会決議事項・県内町村政策要 望
平成 30 年 2 月 14 日 (水) 14:00~16:00	新議員研修会	自治会館 講堂	本会事務局	「議会の制度と運営について」
2 月中 15:30~19:00	第 68 回定期総会 及び懇談会	ホテル熊本テルサ		平成 30 年度予算、各郡提出案件、 宣言・決議
3 月中 14:30~16:00	第 2 回 監査委員研修会 (監査委員協議会定期総会)	自治会館 講堂	(未定)	「地方財政・監査制度」 (仮)

2. 全国議長会諸事業

日 時	名 称	場 所	参 加 者 等	主要議題及び演題
平成 29 年 5 月 31 日 (水) 12:30~17:00	議長・副議長研修会	中野サンプラザホール (東京)	各町村議会議長、副議長等	議会のあり方、まちづくり等
7 月 6 日 (木) 13:30~17:00	議会広報クリニック (中国、四国、九州)	全国町村議員会館 (東京)	各町村議会広報担当議員 及び事務局職員	議会広報クリニック (参加町村から募集)
7 月 27 日 (木) 13:00~17:00	議会事務局職員研修会	ホテルルポール麹町 (東京)	各町村議会事務局職員等	議会運営、社会一般
9 月 29 日 (金) 13:00~17:00	議会広報研修会 (北信越、東海、近 畿、中国、四国、九 州)	シェーンバッハ・サポー (東京)	各町村議会広報担当議員 及び事務局職員	文章等全般 優良町村議会広報クリニック
11 月 1 日 (水) 13:00~17:00 ~ 2 日 (木) 9:30~11:30	監査委員全国研修会	メルパルクホール (東京)	各町村監査委員等	監査実務、地方自治全般
11 月 22 日 (水) 12:00~15:00	第 61 回議長全国大会	NHKホール (東京)	議会議長及び郡事務局長等	平成 30 年度行財政対策

熊本
地震

全国から本会へ御見舞金 2800万円超 正副会長から被災町村へ目録を贈呈

第二次配分は、その後の被害状況の変動を踏まえ配分する予定であり、時期は未定。

村、西原村、益城町、また12月22日に、御船町、嘉島町、甲佐町を訪れた。

特に、被害が大きかった7町村には、本会正副会長がそれぞれの役場を訪れ、町村長や議長らに御見舞金の目録を贈呈した。昨年11月28日に、大津町、南阿蘇村、西原村、益城町、また12月22日に、御船町、嘉島町、甲佐町を訪れた。

昨年4月に発生した「平成28年熊本地震」に際し、全国各地の町村議会議長会や町村議会から本会へいただいた御見舞金は、昨年10月14日（前震から半年）時点で、2848万6410円となった。いただいた方々の内訳は、議長会が42団体、議会が119議会、個人が3人となっている。

本会は、第一次配分として、およそ87パーセントにあたる2477万円を、被災した県内20町村へ配分した。町村ごとの具体的な配分額は、昨年10月14日時点の被害状況（人的被害・住家被害）に応じて決定した。



益城町の西村博則町長（左から2人目）と稲田忠則議長（左端）に御見舞金の目録を渡す正副会長＝昨年11月28日



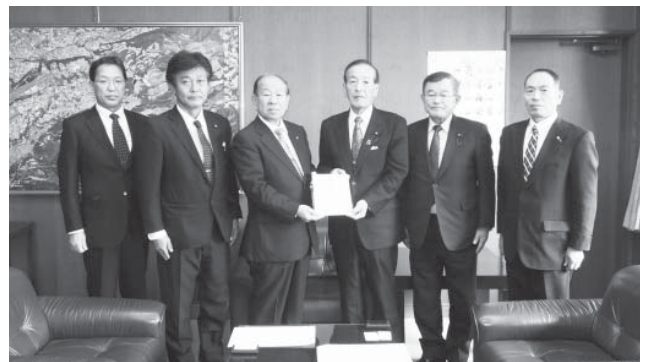
大津町の家入勲町長（左から2人目）と大塚龍一郎議長（左端）（当時）に御見舞金の目録を渡す正副会長＝昨年11月28日



南阿蘇村の長野敏也村長（左から2人目）（当時）と荒牧俊一議長（左端）に御見舞金の目録を渡す松尾純久会長（中央）、寺本修一副会長（右から2人目）、田上更生副会長（右端）＝昨年11月28日



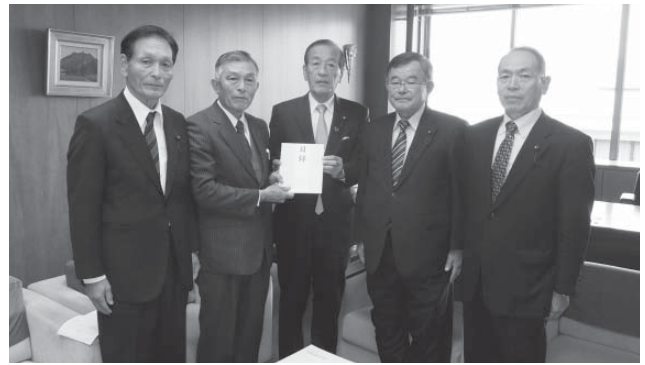
甲佐町の師富省三副町長（左から2人目）と緒方哲哉議長（左端）に御見舞金の目録を渡す正副会長＝昨年12月22日



西原村の日置和彦村長（左から3人目）、宮田勝則議長（同2人目）、内田安弘副村長（左端）に御見舞金の目録を渡す正副会長＝昨年11月28日



嘉島町の荒木泰臣町長（右から 2 人目）と川上國治議長（右端）に御見舞金の目録を渡す正副会長＝昨年 12 月 22 日



御船町の本田安洋副町長（左から 2 人目）と井本昭光議長（左端）に御見舞金の目録を渡す正副会長＝昨年 12 月 22 日

御見舞いと御礼

昨年 4 月に発生した「平成 28 年熊本地震」から、早いもので一年を迎えます。

改めまして、この度の地震災害により、尊い命を失われた皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に対し心より御見舞い申し上げます。

この間、全国各地の町村議会議長会様や町村議会様、個人様より、ご厚情あふれる御見舞金等をいただきました。この場をお借りいたしまして、衷心より御礼申し上げます。

熊本県町村議会議長会

法改正
自治
地方
改

「監査基準」全団体に策定義務。
議選監査委員設置 選択制に

政府 改正法案を国会へ提出

政府は3月10日、地方公共団体の適正な事務処理の確保などを目的として、監査制度の充実強化などを盛り込んだ「地方自治法等の一部改正法案」を閣議決定し、国会に提出した。

内容は▽監査委員が監査を行うに当たり監査基準に従うこと▽議選監査委員の選任を選択制とすること▽議会が決算を不認定とし長が措置を講じた場合に議会へ報告すること▽長は内部統制に関する方針を定め必要な体制を整備することなどとなっている。

今回の法改正は、第31次地方制度調査会（地制調）が昨年3月に取りまとめた「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を受けたもの。

一部改正法の施行期日は、監査

基準の策定や長の内部統制などは2020（平成32）年4月1日、議選監査委員の選択制、決算不認定に関する規定などは来年4月1日としている。

法案は、衆参両議院で今後審議される。

監査基準策定が義務化・議選監査委員が選択制に

地制調の答申では、監査の実効性を確保するため「地方公共団体に共通する規範として、統一的な基準を策定する必要がある」としていた。

それを受け、今回の法改正案では、監査制度の充実強化策の一つとして「監査委員は、監査基準に従い、監査等を行わなければならない」とされた。

現在、全国町村監査委員協議会（全国監査協）など監査関係団体が都道府県、都市、町村ごとに存在し、それぞれ監査の標準となる基準を策定しているが、その基準を適用するかどうかは各団体の判断となっている。

法改正後は、全団体に監査基準を定め、それに従い監査や、例月出納検査、決算審査等を行うこととなる。

監査基準の策定については、地制調の答申では、監査の実効性を確保するため「その内容は国が定めるのではなく、地方公共団体が共同して定める必要がある。」としていた。

実際の法改正案では、最終的に「監査基準は監査委員が定めるもの」とされ「国（総務大臣）は、地方公共団体に対し、監査基準の策定について、指針を示すとともに、必要な助言を行う」とした。

これに対し、全国監査協は1月26日に開催した第26回定期総会で採択した要望の中で「国が定める

参酌基準は、町村の実情を踏まえた基本的事項にとどめるべき」とし「その際、全国監査協が国の参酌基準を基に監査基準を策定し、それを基本として各町村が策定する仕組みとするべき」としている。

その他、地制調答申に基づき、監査委員の権限強化策として「監査委員は、監査結果報告のうち、必要な措置を勧告することができるとし、勧告を受けた長等は、必要な措置を講じ、その内容を監査委員に通知しなければならない」とした。

監査体制の見直しとして「条例で議選監査委員を選任しないことができるものとする」とした。地制調答申では「実効性ある監査を行うため議選監査委員の役割を評価する考えがある」一方で「監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施し、議会は議会としての監視機能に特化していくという考えもある」とし、各団体の判断で議選監査委員を置かないことができるものとした。

監査基準の策定や研修の実施、人材のあつせん、監査実務の情報蓄積や助言等を行う「監査を支援する全国的な共同組織の構築」については、今回の法改正案では見送られた。

また、全国監査協が例年要望している「監査事務局を必置制とする」ことや「監査委員は議会において選任できるようにする」ことも、改正案には盛り込まれなかった。

**決算不認定に「長の説明責任」
ただし「長が措置を講じたとき」**

平成26年6月、都道府県、市議会、町村議会の全国三議長会は合同で地制調の専門小委員会に対し「重点検討項目」の一つとして「決算不認定の場合の首長の対応措置」の検討を申し入れていた。

それを受け、地制調答申にある「決算審議のあり方」では「議会が決算認定をせず、その理由を示した場合は、長が説明責任を果たす

仕組みを設けるべき」とされた。

今回の法改正案では「長は、決算が不認定となった場合、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、議会へ報告し公表しなければならない」とされている。

地制調答申では「議会が不認定の理由を示した場合」に長が説明責任を果たすとされていたのに対し、法改正案では「不認定の議決を踏まえて長が必要な措置を講じたとき」となっており、議長会としては、表現が後退し不十分な内容となっていると言わざるを得ない。

全国三議長会は、決算不認定の場合以外にも▽議員の責務を地方自治法上に規定すること▽議長に議会招集権を付与すること▽契約の締結、財産の取得処分に係る面積や金額要件を各自治体で独自に条例で定めること▽予算修正権の制約を見直すことについて「重点検討項目」として検討を申し入れていたが、いずれも法改正案には

盛り込まれなかった。

「内部統制体制」創設・損害賠償請求権「放棄禁止」見送りに

このほか法改正案では「地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等」として「都道府県知事と指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならない」としたが、その他の市町村長は努力義務とされた。

方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出し、公表しなければならぬ。

また「地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し」として「条例で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定める」ことを可能とした。

地制調答申では「住民訴訟制度の見直し」の中で「長や職員への委縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すことが必要」としていた。

一方「議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に係る損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員から意見を聴取する」とし、地制調答申で指摘されていた「4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄禁止」は、法改正案には盛り込まれず見送りとなった。

地方自治法等の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

1. 地方自治法等の一部改正

① 内部統制に関する方針の策定等

- ・都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- ・方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

② 監査制度の充実強化

- ・監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表
(監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施)
- ・そのほか、監査制度について以下の見直しを実施
勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和^(※)・監査専門委員の創設^(※)
条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和^(※) 等

③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- ・地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

- ・条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に
(条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定)
- ・議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

2. 地方独立行政法人法の一部改正

① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

- ・地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）を追加

② 地方独立行政法人における適正な業務の確保^{(国の独立行政法人制度改革(平成26年度)を踏まえた改正)}

- ・地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

3. 施行期日

- ・ 1. は平成 32 年 4 月 1 日（②の一部及び③は平成 30 年 4 月 1 日）
[④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用]
- ・ 2. は平成 30 年 4 月 1 日（②の一部は平成 32 年 4 月 1 日）

本紙『くまもと議長会報』休刊のお知らせ

今後はホームページで情報提供続けます！



昭和 61 年に発刊された第 1 号の表紙

本紙『くまもと議長会報』は、本号をもって休刊とさせていただきます。

昭和 61 年に第 1 号が発刊され、以来 31 年間、議長の活動や議会をめぐる動きなど様々な情報を提供して参りました。

しかし、補助金の削減等の理由により、本会の財政は厳しさを増しており、事業費の削減に踏み切らざるを得ず、誠に残念ではありますが、休刊を決定いたしました。

今後は、本会のホームページを活用し、県内町村議会関係者の皆様に、必要な情報をより迅速に提供して参ります。

今まで長い間、会報作成にご協力いただいた皆様、そしてご覧いただきました皆様、誠にありがとうございました。

『くまもと議長会報』 31 年の歴史

発刊年月	号	主な見出し	発刊年月	号	主な見出し
昭和 61.9	1	発刊にあたって	平成 12.9	29	国会も意見書提出先に
昭和 62.3	2	第 37 回定期総会 行革推進等を決議	平成 13.3	30	県下議会広報発行率 59.0%
昭和 63.3	4	各郡提出案件 行革・農産物自由化反対等を決議	平成 14.9	33	「議員派遣」を法制化
昭和 63.9	5	議員年金制度の改善を三議長会が要望	平成 16.3	36	県による合併構想策定「人口 1 万人未満」法令明記反対
平成元 .3	6	細川県知事に総会議決事項を要望	平成 16.9	37	定例会の招集回数自由に
平成元 .9	7	国営かんがい排水事業の農家負担の軽減等を県当局に要望	平成 17.9	39	三兆円の税源移譲を確定し分権推進を
平成 2.3	8	過疎地域振興対策の推進等を決議 第 40 回定期総会	平成 18.3	40	議員年金制度改正案まとまる
平成 2.9	9	ふるさと創生一億円事業の取り組み状況	平成 18.9	41	「道路特定財源」確保求める意見書 32 町村で可決
平成 3.3	10	本県第 1 回町村議会広報コンクール	平成 19.9	43	16 町村で定数削減 町村議員 500 人下回る
平成 4.3	12	町村監査委員協議会結成を推進 定期総会で決定	平成 20.9	45	全員協議会「正規の議会活動」として位置づけ可能に
平成 5.3	14	国会議員との自治懇談会開く	平成 22.9	49	議会広報発行 8 割超える
平成 6.3	16	自治会館の新築へ 健軍神社参道通り	平成 23.3	50	「地方議会議員年金制度」廃止へ
平成 6.9	17	新制度スタート 新団体補償制度	平成 24.9	53	「通年議会」制度化・専決処分不承認で長に報告義務
平成 7.3	18	地方議会議員の年金制度の一部改正案	平成 25.9	55	県内町村議員数 400 人下回る
平成 8.3	20	団体優勝、球磨郡 議員親善ゴルフ大会	平成 26.9	57	ホームページを開設しました！
平成 8.9	21	介護保険制度案のあらまし	平成 27.9	59	新たな地方議員年金制度 検討始まる
平成 9.3	22	親善ゴルフ大会 122 名が参加	平成 28.9	61	一日も早い被災者の生活再建を 県当局等への要望
平成 10.3	24	深刻化する議員定数削減の動き	平成 29.3	62	本紙『くまもと議長会報』休刊のお知らせ

新議長・再選議長プロフィール



抱負
 町民の皆さんの視点に立ち、議会一丸となって、熊本地震からの復旧、復興のスピードを上げ、希望にあふれ、魅力ある新しい町づくりの実現に全力で取り組みます。
 政策の意思決定と行政の監視機関としての役割を果たすとともに、対話を大切に、自由討議や情報発信、政策立案など、議会改革や透明性を高め、町民の皆さんの応援団として、身近で活力あふれる行動する議会をめざし努力してまいります。

抱負
 昨年 4 月の熊本地震により本村も甚大な被害を受けました。今後 5 年間で復旧復興期間として進むことになりましたが、3 月現在までの復旧状況は、被災建物の解体は 8 割以上が完了し、道路や河川、農業施設の復旧事業が着実に進んでおります。本年度は、復興元年と位置付け生活再建へ向け、集落再生に関する事業や災害公営住宅建設事業、上水道の本格復旧など生活に密着した事業が始まります。議会も住民と協力し「日本一安全でかつ安心な村」を取り戻すべく、誠心誠意努めて参ります。

抱負
 本議会では、平成 29 年を議会改革元年と位置付け、みずからの改革・改善を行うための「議会改革調査特別委員会」を設置しました。議会・議員の在り方について総合的な見直しを行い、特に「議会力・議員力」の向上を図ることで信頼を取り戻し、住民を代表する機関としての機能を十分果たせるよう、不断の決意で取り組んで参ります。



抱負
 議員各位のご推薦により、引き続き議長に就任いたしました。身に余る光栄に感じるとともに責任の重さを痛感いたしております。昨年、発生した熊本地震は当村に甚大な被害をもたらしました。数多くの尊い命を亡くし、主要道路の寸断・宅地、農地等、生活の根幹をなす多くの部分が被災し失われました。今は議会・執行部そして村民が一致団結・協力して復旧復興への歩みを進めて行かなければなりません。誠心誠意努力する所存です。

抱負
 議員各位の御推挙により、議長に就任させていただきました。就任しましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じ、身の引き締まる思いであります。様々な社会情勢の変化の中、地方創生で総合戦略等を進めています。本町を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、防災・防犯対策の充実と、また、高齢者、障がい者、子育て世代の福祉や道路行政など、様々な課題に対し、着実に推進していかねばなりません。今後とも議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、本町の発展と町民福祉の推進に最善の努力を尽くす決意であります。

抱負
 議員各位のご推薦により、引き続き議長に就任いたしました。身に余る光栄に感じるとともに責任の重さを痛感いたしております。昨年、発生した熊本地震は当村に甚大な被害をもたらしました。数多くの尊い命を亡くし、主要道路の寸断・宅地、農地等、生活の根幹をなす多くの部分が被災し失われました。今は議会・執行部そして村民が一致団結・協力して復旧復興への歩みを進めて行かなければなりません。誠心誠意努力する所存です。



抱負
 議員各位の御推挙により、議長に就任させていただきました。就任しましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じ、身の引き締まる思いであります。様々な社会情勢の変化の中、地方創生で総合戦略等を進めています。本町を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、防災・防犯対策の充実と、また、高齢者、障がい者、子育て世代の福祉や道路行政など、様々な課題に対し、着実に推進していかねばなりません。今後とも議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、本町の発展と町民福祉の推進に最善の努力を尽くす決意であります。



抱負
 議員各位の御推挙により、議長に就任させていただきました。就任しましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じ、身の引き締まる思いであります。様々な社会情勢の変化の中、地方創生で総合戦略等を進めています。本町を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、防災・防犯対策の充実と、また、高齢者、障がい者、子育て世代の福祉や道路行政など、様々な課題に対し、着実に推進していかねばなりません。今後とも議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、本町の発展と町民福祉の推進に最善の努力を尽くす決意であります。

抱負
 議員各位の御推挙により、議長に就任させていただきました。就任しましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じ、身の引き締まる思いであります。様々な社会情勢の変化の中、地方創生で総合戦略等を進めています。本町を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、防災・防犯対策の充実と、また、高齢者、障がい者、子育て世代の福祉や道路行政など、様々な課題に対し、着実に推進していかねばなりません。今後とも議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、本町の発展と町民福祉の推進に最善の努力を尽くす決意であります。



抱負
 本議会では、平成 29 年を議会改革元年と位置付け、みずからの改革・改善を行うための「議会改革調査特別委員会」を設置しました。議会・議員の在り方について総合的な見直しを行い、特に「議会力・議員力」の向上を図ることで信頼を取り戻し、住民を代表する機関としての機能を十分果たせるよう、不断の決意で取り組んで参ります。

議長プロフィールについては、昨年 9 月から今年 3 月までに就任された方々を掲載いたしました。

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ

加入者(議員)ご本人



演説中・公務中の事故



車での移動中の事故



飛行機搭乗中の事故



スポーツ中の事故

ケガ

おおよび

配偶者

(夫婦型にご加入の場合)



包丁で指を切った



ドアにぶつかりケガをした



階段で転んでケガをした

夫婦型のご加入をおすすめします

個人賠償責任



自転車で他人にぶつかりケガをさせた



飼犬が他人に噛みついてケガをさせた



同居の子ども・孫が他人のものを破損した



買い物中に誤って商品をこぼした

保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

(注)本人型と夫婦型は、重複して加入できません。(保険期間 平成28年7月1日から1年間 職種別A級)年払の場合 天災危険補償特約、後遺障害等級別定補償特約(第1級~第3級)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

加入タイプ		本人型		夫婦型		
ケガの補償の対象者		加入者(議員・退職議員)本人		加入者(議員・退職議員)本人 配偶者		
補償内容		保険金額		保険金額		
ケガ	死亡	1,700万円	1,700万円	1,135万円		
	後遺障害	900万円	900万円	500万円		
	入院	交通事故	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円	
		交通事故以外のケガ	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円	
	手術	交通事故	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
		交通事故以外のケガ	日額3,000円	日額3,000円	日額2,500円	
通院	交通事故	日額2,000円	日額2,000円	日額2,000円		
	交通事故以外のケガ	日額2,000円	日額2,000円	日額1,500円		
個人賠償責任	個人が日常の生活で、他人の身体、財物を害し、法律上の賠償責任を負担した場合(除く自動車事故、火災事故など)	最高5,000万円(自己負担額なし)	最高5,000万円(自己負担額なし)			
保険料		20,000円	33,000円			
事務運営費		2,000円	2,000円			
掛金(保険料+事務運営費)		22,000円	35,000円			

本年度は、約15%(注)の割引となります。(注)団体割引30%、過去の損害率による割増35%、大口割引10%を乗算しています。

事務運営費は本制度の運営に必要な費用(様式のとりまとめ、掛金の集金等)に充当しています。

※傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通事故」の場合、傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

◎ご加入のお申込みは◎
町村議会事務局まで

新規・中途加入者の掛金(保険料+事務運営費)

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	1月1日	11,000円(保険料10,000円)	17,500円(保険料16,500円)
8月1日	20,200円(保険料18,330円)	32,100円(保険料30,240円)	2月1日	9,200円(保険料8,330円)	14,600円(保険料13,740円)
9月1日	18,400円(保険料16,680円)	29,200円(保険料27,520円)	3月1日	7,400円(保険料6,680円)	11,700円(保険料11,020円)
10月1日	16,500円(保険料15,010円)	26,300円(保険料24,770円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,270円)
11月1日	14,700円(保険料13,320円)	23,400円(保険料21,980円)	5月1日	3,700円(保険料3,320円)	5,900円(保険料5,480円)
12月1日	12,900円(保険料11,680円)	20,500円(保険料19,270円)	6月1日	1,900円(保険料1,680円)	3,000円(保険料2,770円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

●本保険制度は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

●ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830

◎幹事引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 電話 03-3593-6455

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

【保険期間】 平成 29 年 1 月 1 日午後 4 時から 1 年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5 つの特長

1 「病気」を補償します！

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します（注1）。

また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

2 団体割引30%の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満60歳～満64歳の場合（A型にご加入いただいた場合）

疾病入院保険金 1日につき	重大手術の場合 入院保険金日額の40倍	23,070円
5,000円	重大手術以外の場合 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	（保険期間1年、年払い、 団体割引30%適用）

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議会議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 満79歳（保険始期日時点の満年齢）まで加入できます。

4 お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます（注2）。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません（注3）。

**5 無料の健康・介護相談サービス
（損保ジャパン日本興亜・アシスタント
ダイヤル）をご利用いただけます！**

（注1）日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同一ような形で病室を使用した場合等のことをい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
 （注2）加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りしたり、ご加入の条件を制限させていただくことがあります。
 （注3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。
 ※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会館3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
SJNK16-06762 2016.8.10

議長会の動き

(平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月)

全国議長会・ブロック会等

- 平成 28 年 10. 4 連絡調整会議 (東京・全国町村議員会館)
- 10.18 理事会・都道府県会長会 (議員会館) ~19
- 11. 8 自由民主党幹部との懇談会 (東京・自由民主党本部)
- 11. 9 第 60 回町村議会議長全国大会 (東京・NHK ホール)
- 12. 1 理事会 (議員会館)
- 平成 29 年 1.25 連絡調整会議 (議員会館)
- 2. 7 理事会・全国町村議会議長会第 68 回定期総会・ ~8 都道府県会長会 (議員会館)
- 2.27 九州各県町村議会議長会協議会 (熊本市)
- 3. 8 九州各県町村議会議長会事務局長会 (福岡県飯塚市)



吉田 利宏 氏

本会

- 平成 28 年 10. 6 町村議会事務局職員研修会・交流会 (ホテル熊本テルサ)
講師：元衆議院法制局参事 吉田 利宏 氏
演題：「議会からの政策提案と事務局の役割」
- 10. 7 第 3 回郡事務局長会議 (熊本県市町村自治会館)
- 10.24 第 3 回理事会議 (自治会館)
- 10.27 熊本県町村議会議員研修会 (菊陽町図書館ホール)
①講師：読売新聞東京本社編集局企画委員 青山 彰久 氏
演題：「地方議会の課題と活性化策 - 地方創生と地方議会の役割 - 」
②講師：熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課 課長 松尾 俊司 氏
演題：「熊本県の認知症対策について」
- 11. 2 第 2 回監査会議 (自治会館)
- 11.14 第 13 回熊本県町村議会広報コンクール表彰式
町村議会広報研修会 (菊陽町図書館ホール)
【クリニック&コンクール講評】
講師：熊本日日新聞社NIE 専門委員・熊本大学客員教授
越地 真一郎 氏 ほか
- 11.22 第 4 回郡事務局長会議 (自治会館)
- 11.28 熊本地震に係る御見舞金目録贈呈 (第 1 日)
- 12.22 熊本地震に係る御見舞金目録贈呈 (第 2 日)
- 第 4 回理事会議 (自治会館)
- 平成 29 年 1.12 町村議会議長研修会 (自治会館)
講師：熊本大学法学部教授 伊藤 洋典 氏
演題：「地方議会の活性化には何が必要か」
- 1.27 第 5 回郡事務局長会議 (自治会館)
- 2. 3 第 5 回理事会議 (自治会館)
- 2.15 町村新議員研修会 (自治会館)
解説：本会事務局長 古家 陽介
演題：「議会の制度と運営について」
- 2.17 第 67 回定期総会 (ホテル熊本テルサ)



青山 彰久 氏



議会広報研修会



伊藤 洋典 氏